

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成25年12月4日（水）午後3時から午後5時まで

場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 佐々木 直 人（さいたま地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 西 村 真 人（さいたま地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 西 田 将 仁（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 宮 崎 裕 悟（埼玉弁護士会所属）

弁護士 横 山 佳 純（埼玉弁護士会所属）

（編集者注：裁判員経験者1番及び6番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者2番 50代 女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 女性（以下「5番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

それでは、これから裁判員経験者の皆様方との意見交換会を始めさせていただきたいと思えます。私は、本日司会を務めますさいたま地裁第4刑事部の裁判官の佐々木と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は、4名の裁判員経験者の皆様に参加していただきました。御協力いただきまして、まことにありがとうございます。経験者の方々と裁判官、検察官、弁護士の裁判員裁判にかかわる法律家の間で裁判員裁判について思うところを出し合ひまして、裁判員裁判をよりよいものにしていくにはどうしたらいいのかということを探っていければいいなと思っております。皆様、率直な御意見をお聞かせいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日は、法律家の方から代表で私以外にも4名の方が参加しておりますので、まずはそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。

西村裁判官

第4刑事部で右陪席裁判官をしております西村真人と申します。本日はお忙しい中お越しくださって本当にありがとうございます。私自身も裁判員をお務めされた方々の貴重な御意見を伺いながら、また今後の裁判員裁判に生かしていけたらいいなど、こんなふうに思っておりますので、どうぞ今日はよろしく願いいたします。

司会者

では、被害者側の弁護士の立場からの参加ということで、横山弁護士、お願いいたします。

横山弁護士

弁護士の横山と申します。よろしく願いいたします。裁判員裁判では被害者側でよく関わっておりますので、今日はいろいろと御意見を伺わせていただければと思えますので、よろしく願いします。

司会者

続いて、被告人の弁護人の立場からの参加ということで、宮崎弁護士、お願いいたします。

宮崎弁護士

弁護士の宮崎と申します。今日はよろしくお願ひいたします。主に被告人，加害者側の立場から関わっておりますので，今後の参考にさせていただければと思っております。よろしくお願ひします。

司会者

西田検察官，お願ひいたします。

西田検察官

さいたま地検の検事の西田と申します。よろしくお願ひします。

司会者

それでは，早速中身に入っていきたいと思ひますけれども，まずは皆様がどのような事件を担当されたかにつきまして，私の方から簡単に紹介をさせていただきます，皆様それぞれに，事件を担当されまして，全般的に今どのような感想をお持ちなのかについてお伺ひしたいと思ひます。あわせまして，審理の日程についての御意見もお聞かせいただければと思ひます。ではまず，2番さんですが，2番さんが担当された事件というのは，強制わいせつ致傷等の事件で，未成年の少女を脅迫して，下着を奪い，わいせつ行為をしようとしたが，助けを求められてできず，その際に傷害を負わせた事件と，別の少女に同様に脅迫して，下着を奪ってわいせつな行為をした事件，職務従事予定日数としては3日間で，争点としては量刑のみであったという事件でしたでしょうか。

2番

はい，そうです。

司会者

では，そのときの感想はいかがだったでしょうか。

2番

自分にも2人の娘がおりまして，殺人事件とかではなかったんですが，それでも真剣に考えていこうと思ひました。3日間だけの短い取り組みだったんですが，そのと

きの一生懸命考えたことは今でも鮮明に覚えております。

司会者

どうもありがとうございます。続きまして、3番さんの事件ですけれども、殺人等の事件で、居酒屋で一緒になった被害者に対して立腹して、ナイフで刺して死亡させた事案で、職務従事予定日数としては5日間で、やはり犯罪の成立自体は争いがなくて、量刑が争点だったという事件ということによろしいでしょうか。

3番

はい。殺人事件ではあったんですけども、刺して殺したことは被告人もわかっているんですけども、要はそのときの心理というんですかね、殺す気があったかないかというところが争点だったと思うんですけども、2人が同級生、幼なじみということで、自分もそこまでの年ではないですけども、地元の中学、小学校時代の人間とたまに居酒屋でお酒を飲んだりするもんですから、本当にその飲んだところでかあっとなって顔見知りの幼なじみを殺すんだらうかと。なぜそういうことになったのかというところがずっとしばらくの間、自分の中には感想としてはありました。5日間ということに関しては、これ以上長かったとしたら、仕事とか、そういったところに支障が出る期間なのかなと。ぎりぎりのところかなと思っています。

司会者

4番さんの事件は、殺人事件、交際相手から別れ話をされた被告人がその首を締めたりナイフで刺して死亡させた事案で、職務従事予定期間は4日間で、量刑のみが争点だったということによろしいでしょうか。

4番

はい。まず、裁判員に選ばれてしまったことがちょっと信じられないような状況で、会社のほうでも私が初めて裁判員に選ばれたということで、対応をどうしようかという感じだったんですが、4日間ということで、行っていらっしゃいということで許していただいたんですが、事件の内容については、どれぐらいの刑にするかというところで話し合いということなんですけれども、その結果を4日間で出せるのかなと最初

は思いました。以上です。

司会者

ありがとうございました。5番さんの事件は、暴力団組員らが報復として、拳銃を発射して対立暴力団系列の組員を殺害したという暴力団抗争事件ということで、職務従事予定期間としては19日間、争点としては、本件が団体の活動として組織により行われたものか、被告人が共同正犯なのか、拳銃の発射について認識があったのかの3つだったということによろしいでしょうか。

5番

はい。仕事の的にも大変多忙な時期だったということと、かなりハードな時間を過ごしたなというのが感想です。あとは、19回ありましたけども、約2か月間拘束されたということもありまして、いろいろな面で、人の生き方だったり、組織のあり方だったりとか、社会的貢献じゃないですけども、そういった内容を深く自分でも考えさせられた2か月だったと思います。

司会者

どうもありがとうございます。それでは、これから具体的な質問の内容に入りたいと思います。本日のテーマとしては、まず第1に被害者参加制度に関する御意見をお聞きいたしまして、その後で公判審理ですとか評議について等のそのほかの御意見についてお伺いしたいと思っております。まず、被害者参加制度の関係ですけども、私の方でまたお一人ずつ、それぞれ担当された事件でどういった形で被害者参加人等がかかわられていたかということについて確認させていただきます。まず、2番さんですけども、2番さんは複数被害者がいる事件でしたけれども、お一人の被害者のお母さんと、それから別の被害者の委託を受けた弁護士の方が法廷に出られていたということで、活動としては、証人や被告人に対しての質問というのは特にはされなかったんですけども、心情に関する意見陳述を被害者参加人の被害者のお母さんがされて、弁護士の方が弁論としての意見陳述をされたというふうに伺いましたけども、よろしいでしょうかね。

2 番

はい、そうです。

司会者

ありがとうございます。3 番さんにつきましては、被害者の息子さんとその委託を受けた弁護士の方が法廷に出られて、特に証人や被告人に対する質問はなかったと。心情についての意見陳述を息子さんがされて、被害者参加弁護士からも弁論としての意見陳述があったということによろしいでしょうか。

3 番

はい。

司会者

それから、4 番さんの事件では、被害者の御両親と委託を受けた弁護士が法廷に出られて、特に証人や被告人に対する質問というのはなくて、御両親が心情に関する意見陳述をされて、被害者参加弁護士が弁論としての意見陳述をされたということによろしいでしょうか。

4 番

はい。

司会者

ありがとうございます。5 番さんにつきましては、被害者参加があった事件ではなかったということで、ただ被害者の遺族の方が心情についての意見陳述をされたということがあったということですね。

5 番

(うなづく)

司会者

それでは、その上でまず最初の質問が、被害者参加制度について、事件に参加される前にも知っていましたかという質問になります。皆様が参加された事件は、2 番さん、3 番さん、4 番さんについては、被害者の遺族等が被害者参加人として刑事裁判

に参加されたり、委託を受けた弁護士がその代理人として活動されていたと思います。このような制度について、事件に参加される前からどの程度御存じだったかという質問になりますけれども、これを2番さんから順番にまずお伺いしたいと思います。

2番

あることは知っておりました。裁判で、被害者の方や被害者の御家族が来てお話しされることは知っていましたし、裁く側の人たちにも分かりやすいことなので、あっていいと思います。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

制度自体は知っていたんですけども、この2番目の質問の中にその説明を受けましたかというところがあるんですけども、自分の中では、裁判が始まる際にその説明があったかというのはちょっと記憶にない感じでしたから、実際この被害者参加人制度の方が参加する裁判なのかどうかというのは、出てみて初めて分かったというような感じだったような気がします。

司会者

ありがとうございます。それは、この事件は被害者参加のある裁判なんだということとは実際の法廷に入られてから後に・・・

3番

初めて裁判に参加したものですから、事前にもしかしたら説明されていたのかもしれません。

司会者

4番さんは、いかがでしょうか。

4番

一応知ってはいましたが、ここまで意見を述べられるような制度だとは思っていませんでした。

司会者

5番さんは直接被害者参加はなかった事件ですけども、何か被害者参加制度ということについて御存じだったか等についてはありますでしょうか。

5番

制度については知りませんでした。ただ、勝手な想像で、強制ではないんだろうなと思っていたのと、裁判が起こるには、被害者と加害者というのがいて、その被害者の御遺族の方とかというのは、絶対に必要とは思いませんけども、裁判員も含めて皆さん実感をされてきているのではないか、そういうのは必要なんじゃないかなとは勝手に思っていました。

司会者

どうもありがとうございました。実際のこの審理の中で被害者参加制度あるいは被害者参加弁護士の役割などについていつどのように説明を受けましたかという質問と、あとその説明が分かりやすいものであったかどうかということです。ただ、ある程度以前に事件を担当されていることでもありますので、御記憶の範囲で伺うということで結構ですので、では2番さんからよろしいでしょうか。

2番

3番の方と全く一緒に、いつ説明を受けたのかとか余り覚えてはおりませんでした。でも、多分評議の中でもしかしたら話していただいたのかもしれない。

司会者

評議というのは、最終評議の中では・・・

2番

本当に余りそういうのが記憶にないので、でも多分そういう方がいらっしゃいますというお話はちらっとたしか裁判長がされていたので、そのときにその役割のことなども話されたのかもしれない。

司会者

恐らく法廷の中で意見陳述等で実際に発言される場面というのがありますし、法廷

の中で、この人はこういう立場の人だということではわからないまま進んだということではないということですか。

2番

いいえ、それは違います。それは、ちゃんとこちらは被害者の方のお母様だということの説明を受けましたし、弁護士さんも被害者の方が頼まれて来ていただいているということもちゃんと話してくださったので、ちゃんと役割は見聞きしていてわかりました。

司会者

そうすると、実際意見陳述等の活動をされるときにも、その立場からされているんだなという位置づけといたしますか、そのあたりは。

2番

それは、ちゃんと理解して聞くことができました。

司会者

ありがとうございました。3番さんも、先ほどに続けてになりますけれども、いずれにしても審理の段階では、被害者参加人等がどういった立場でかかわっているかということについては、何らかの説明は受けられたと。

3番

説明があったかどうかというのはちょっと定かじゃないんですけども、もともとういう制度があったのは知っていたんですけども、そういうものなのかなというか、今回はそういう裁判ですよと事前に説明されて、なおかつ被害者参加弁護士の役割とかこういうことですよという説明はちょっと記憶にないです。ただ、進んでいる間の中でそういう制度の裁判なんだなという感じでした。

司会者

法廷の中に被害者の遺族の方や代理の弁護士の方が検察官、弁護人とは別にいるということは、それは御承知の上で審理に関われたということによろしいんでしょうかね。

3 番

はい。

司会者

遺族の心情についての意見陳述と、それから被害者参加弁護士としての弁論の意見陳述というのがあったと思うんですけど、それぞれがどういう立場の人からどういう意味でされているといったようなことも特に分かりづらかったということはありませんでしたか。

3 番

分かりづらかったということはないですけども、当たり前なのかなという感じで思っただけです。

司会者

4 番さんはいかがでしたでしょうか。

4 番

私は、最初にきちんと説明していただいて、いらっしゃっていますということで聞いていました。

司会者

被害者の御両親や代理の弁護士の方が来られていますということですかね。

4 番

はい。

司会者

どういう立場で、法廷でどういうことをすることが考えられますといったような説明というのは、事前にもありましたでしょうか。

4 番

はい、ありました。

司会者

どういう説明だったかというのは、記憶にあるところではいかがでしょうかね。

4 番

その立場で発言がありますという感じでしょうか。

司会者

ありがとうございました。場合によっては証人や被告人にも質問することがありますよというような話が出たかどうかというのは記憶にありますか。

4 番

それは記憶にないです。

司会者

ちょっとはっきりしないというところですかね。5 番さんにつきましては、被害者参加ではないのですけれども、遺族の方が心情についての意見陳述をされるといったようなことは、何かあらかじめ説明のようなものはありましたか。

5 番

特に説明はありませんでしたけど、当然のようにあるとは思っていました。

司会者

スケジュールの中で、この日にこういうことが予定されているという内容での話ということでは御存じでしたか。

5 番

はい。

横山弁護士

ちょっと教えていただきたいんですが、詳しい制度の説明はともかく、裁判が最初に始まる前の段階で、どこに被害者、遺族あるいは弁護士が座っていますよ、どこが検察官で、どこが弁護人というような、そういう位置関係の説明というのは事前にあったんでしょうか。

2 番

確かにありました。

3 番

ちょっと記憶にないです。

4 番

私はありました。

5 番

私もありました。

司会者

3 番さんも、記憶の点のはっきりしないということですけど、法廷に座っている人が誰がどこにいるというところで、何だ、この人はこういう人だったんだ、知らなかったというようなことがあったのか、それともどこに誰がいるというところは・・・

3 番

説明があったかどうかというのは記憶にないんですけど、大体の位置は分かりました。

司会者

被害者の関係者の方がいるということも最初からということによろしいですか。

3 番

はい。

司会者

続きまして、被害者や御遺族あるいは御家族が法廷にいるということについてどのように感じられたかという質問になります。少し抽象的な内容の質問ということになりますけれども、当時お感じになられたことを何でもおっしゃっていただければというふうに思います。

2 番

傍聴人の方たちもいらっしゃいましたが、一番前の端の方に座っていらっしゃる方が被害者のお母様やその支援者の方たちだということを聞いておりました。その方たちの表情が傍聴人の方とは全然違って真剣だったので、こちらの方も厳粛かつ神聖な気持ちになりまして、選ばれたときにはえっというちょっとドラマの中に入ったような

気持ちでございましたが、被害者のお母様たちにも敬意を表して真剣に考えなければいけないことだと改めて思い起こさせてもらうことになりました。

司会者

そうすると被害者参加人の方は・・・

2番

被害者側の弁護士の方はちゃんと席を設けて座っていらっしゃいましたが、もしかしたらお母様はそうじゃなくて、傍聴人の席と一緒に座りたいとおっしゃったのか、それは分からないんですが・・・

司会者

お母さんの方は、あるいはずっと傍聴席の方でごらんになっていたということでしょうか。

2番

そうです。お話をたしかされるときまでは、ずっと傍聴席のほうに支援者の方と一緒に囲まれて座っていらっしゃいました。

司会者

了解しました。心情に関する意見陳述をされるときだけ前に立って、検察官席の近くに座られていたのは、そうすると被害者参加弁護士さんということですかね。

2番

はい。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

息子さんが参加されていたわけですが、そのときに感じたことというのは、表情が怒りに満ちていた感じは第一印象としてありましたけども、そこに座られていること自体は当たり前なのかなというふうな感想です。

司会者

4 番さん、いかがでしょうか。

4 番

弁護士の方だけの意見ですと、やはり遺族の心情とかは分かりにくいですが、小さいころからの被害者のお話とかも含めてお話しされていましたので、心情というのがよく伝わってきました。

司会者

5 番さんはいかがですか。

5 番

法廷での参加というのはなかったのですが、あれなんですけれども、被害者の方の証人の方もおいでにならなかったというところなので、特にはないです。

司会者

続いて、被害者参加弁護士の法廷での活動等について御意見をお聞かせくださいという質問ですけれども、みなさんは証人や被告人に対する質問はされなかったという御記憶でした。弁論としての意見陳述はそれぞれ被害者参加弁護士がされたと思います。まずは、その感想をお伺いできればと思います。

2 番

被害者参加弁護士の方のお話もよく分かりました。とりあえずその弁護士さんのお話で、被害に遭われた女の子がまだ学生だったので、この事件のことが精神的でショックで、学校にも行けなくなって、違う学校に転校したんだけど、やっぱり学校に行けなくて、いまだに登校拒否をしているというようなこともお話しされて、非常に被害者が受けた心の傷を話していただきまして、私たちも内容もよく分かりましたし、厳粛な気持ちで受けとめさせていただきました。

司会者

心情についての意見陳述についての印象もあわせてお伺いいたしましょうか。

2 番

お母様のほうは、多分紙に書いていらっしやったか、そのことについてのことを言

葉があってちゃんと説明していただいたんだと思うんですが、私が忘れていただけなんですけれど、意見陳述書というんでしょうかね、それをとりあえずずらずらっと読まれたんですが、涙を交えて一生懸命お話しされていたので、弁護士の方のお話もよく分かったんですが、その弁護士のお話は一応理路整然として聞いていたのですが、お母様の方の話を聞いていて非常に私たち同情いたしまして、違う裁判員の方は涙を浮かべて聞いていたので、ある意味被告人にとってはとても不利な状況なんですけど、一生懸命お母様が切々と、自分の娘がどれだけ傷ついたか、その方はけがもされていたので、傷口を見るたびに事件がよみがえってくるし、被害に遭った現場を通るたびに娘さんが嫌な気持ちになることも一生懸命話してくださって、聞いている人たちは心を打たれまして、被害者本人はいらしていなかったですけど、被害者家族の悲しかった、悔しかった気持ちがよく分かりました。

司会者

3番さん、いかがでしょうか。

3番

息子さんだけの気持ちだけじゃなくて、殺された方のお母さんの家での状況というんですか、そういったことも話されていましてし、心の傷というんですかね、あとは事件後の対応というんでしょうかね、そういったことに対しても非常に怒ってらして、そのことがその場で直接聞いているものですから、気持ち的には被害者の気持ちが分かるなという感じでした。

司会者

今のは、被害者の遺族の方のお話ということですかね。

3番

そうです。

司会者

最後に被害者参加弁護士の方からの意見も述べられたと思いますけれども、それについてはどうでしたでしょうかね。

3 番

そっちの印象が余り……。当たり前と言ったらおかしいですけど、普通のような感じで話されていましたから、やっぱり身内の方，息子さんがしゃべられたほうが印象が強いので，そちらの方が特に覚えているという感じです。

司会者

4 番さん，いかがでしょうか。

4 番

私も同じような感じなんですが，弁護士さんとしての意見は最初に述べられて，印象に残っているのは被害者の御両親の意見陳述のところでした。心情のところでは印象に残りました。

司会者

これまで2 番さん，3 番さんがおっしゃったような同様の印象ということでしょうか。

4 番

はい。

司会者

5 番さんにつきましては，心情についての遺族の方の意見陳述についてのみということになりますけれども，いかがでしょうか。

5 番

特殊な事件だったということもあるのと，弁論も証人もないので，そういうことだろうなと思いました。

西田検察官

被害者の方にも，落ち度とまでは言わないけれども，事情があるとか，被害者も特殊な立場にいる人間であったという形で，どこまで被害者について訴えていいものやらとか。それがどのように受けとめられるのかなというのが常に不安で，難しいところではあるかなと思っています。殺人事件であれば，殺される側に何かきっかけがあ

って殺害に及ぶというケースもありますので、そういったときに遺族の方は怒りしかないということは当然なんですけども、そっちにも落ち度があるよねとか、事情が事情でしょうというふうに思うような要素というのはやはり考えたりはするんでしょうか。

司会者

5番さんからお伺いしましょうか。

5番

被害者の方たちが弁護士を立てないという状況なんだろうなというのは思いました。ただ、もっと知った方がよかった。いろいろな人生があるなというのが分かった組織のあれだったので、その人の人生とか、そういう組織もあったんじゃないかという、もっと知るべきだったんじゃないかなとは思いました。

司会者

その中での遺族の方の心情として意見陳述では受けとめたという感じですかね。

5番

そういう状況だったということです。お母さんの声しかなかったということで・・・

司会者

それはあくまでそのお母さんの立場としてのという形で聞かれていたということでしょうかね。ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

4番

私の場合は、加害者の御兄弟の方の意見も聞くことができたので、落ち度というよりは、加害者側にもかわいそうだなと思うような点も多くありましたので、そこも両方考えました。

司会者

それぞれ法廷で話をされたときには、その立場の人としてどういうお気持ちなりをお持ちかということそれぞれ考えながら立ち会われていたということでしょうかね。ありがとうございました。3番さん、いかがでしょうか。

3 番

被害者の弁護士さんとか参加された身内の方のときには、その被害者の落ち度というのは余り考えなかったですけども、ほかのとき、審理をやっているときとか、そういったときには考えました。

司会者

2 番さん、いかがでしょうか。

2 番

先ほどもおっしゃられたように、私たちが担当させていただいた事件は、全く被害者の方には落ち度はない事件でしたが、まず初日に被告人の御両親がいらして、うちの息子は本当は優しい子なんだということを一生懸命話されて、間違っただけに進んだけれど、もしこのまま罪が重くなく解き放ってくださったら私たち親が責任を持ってこの子を更生させますということを涙をもって話されていまして。2 日目に被害者家族の方が来て、どれだけ自分の娘が傷ついたかということをお話されて、私たちが被告人の側だけではなく、被害者のほうの気持ちにもしっかりと考えなければいけないんだということを考える機会にもなったんです。それで、被害者の方たちは、非常に勇気が要ることかもしれないんですけど、その裁判には自分たちの意見をしっかりと話しに来たほうがいいなと個人的に感じました。

司会者

ありがとうございました。一通りお話は伺ったんですけども、その中で遺族の方や家族の方の御本人の心情ということについては、ほかの場面ではまたほかの方の法廷でおっしゃることに耳を傾けて、そのときにはその方の気持ちということも考えながら、かなり印象に残られているというような御意見だったんですが、最後に被害者参加弁護士からの弁論としての意見陳述ということは、それと比べると、今となつては余り印象には残っていないようにも伺えたんですけども、逆に何かここはもうちょっとこうやってくれたほうが分かりやすかったとか、ここは改善してほしいといった意見というのは何か記憶に残っておられる方はいらっしゃいませんか。

2 番

被害者参加弁護士のお話が記憶に残っていないわけではないんですが、全く理路整然と、こういう事件であって、心にこういう傷を受けて、今はこういう状態ですみたいなことを結局話されまして、だから裁判長、裁判官、裁判員の方たちに、厳粛にこの被告人に重い刑を科してくださいというお話だったんですが、本当にドラマを見ているように普通におっしゃるだろうなという内容のことを当たり前話されただけだったので、そんなに印象には残っていなかったのが事実です。

司会者

話されている内容はずっと入ってきたというような感じですかね。

2 番

内容はもちろんよく分かりました。

横山弁護士

今の関係でなんですけども、順番として、まず被害者の御遺族の方の心情に関するお気持ちの意見陳述があって、その後で検察官が論告ということで、こうこうこういう事件だから何年求刑だという話があって、その後で被害者参加弁護士がやることが多いですけども、弁論という形でまたやるんですけども、そういう流れになると、何となく最初の御遺族なりのお気持ちの部分ってすごく印象が強くて、その記憶がすごくあって、そのために、その後で来ている被害者参加弁護士のというのは印象が薄くなってしまうと、そういうような今のお話というか、そういう感じの理解でよろしいでしょうか。

2 番

被害者弁護士の方は一生懸命お仕事されているのに全く申しわけないんですが、そうです。

司会者

引き続きまして、あとはそのほかに、被害者参加のある裁判、あるいは被害者の遺族が関わられている裁判ということでのさらに何か御感想があればお聞かせいただい

うと思いますけれども、いかがでしょうか。

2 番

最初に被告人の御家族の話とかを聞いたら、そちらのほうにも心を奪われたんですが、被害者の御家族の証言が、参加してくださって一生懸命お話ししてくださるのを聞いて、被害に遭われた方たちの気持ちを考えても、真剣に考えなければいけない、自分たちがもし何か事件に巻き込まれて被害者になった、身内や家族が被害者になったときには、勇気を出して裁判長に自分たちもいろんなことをちゃんと話したほうがいいという自身の教育の場にもなったのを覚えております。

3 番

この被害者参加制度という部分につきましては、先ほどからも意見が出ているように、被害者の身内の方が、怒りであったり、そういったものをぶつけるところというところでは必要なのかなというふうには感じております。

4 番

私も被害者参加制度は賛成です。ただ、私も話すのは上手じゃないので、そういったところで差が出てしまうのはよくないのかなと思ったりもしました。

5 番

被害者参加制度については、声を聞くことは必要なんじゃないかなと思います。

司会者

ありがとうございました。それでは引き続きまして、公判審理に関する御意見についてお伺いしようと思います。公判審理につきまして、裁判員裁判に参加をしていただきまして、皆さんに評議において意見をおっしゃっていただく前提として、公判審理の中身が分からなければ実質的な意見は述べられないということになると思いますので、その意見を述べる前提としての法廷でのやりとりというのが分かりやすかったかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。まず最初が検察官、弁護人の法廷での説明などについて、分かりにくいと感じたような点があったかどうかという質問になります。法廷に入りますと、最初に被告人が前に出て、名前等を確認されて、

起訴状を読まれて、間違いないかどうかといったことが確認された後で、証拠調べに入るときが一番最初に冒頭陳述ということで、検察官と弁護人の方から事件の見立てについてのプレゼンテーションというのがあったと思います。その検察官、弁護人の説明について、皆さんお聞きになっていて分かりやすかったのか、それともここはちょっと分かりにくかったといったような感想をお持ちなのかという点をお聞きしたいと思います。

2 番

私は、検察官、弁護人両方とも非常に分かりやすかったです。

3 番

私も分かりやすかったと思います。

4 番

私もとても分かりやすかったです。

5 番

関わった人たちの人数が多過ぎて、いろいろな資料、大量な資料がありまして、ただ本当に私たちにも分かってもらいやすいように図面をつくっていただいたりとかしていただいて、時間かかりましたけど、わかりやすいように作っていただいたと思います。

司会者

5 番さんの事件は、職務従事予定期間も長かったということで、当然最初に出てくる情報というのかなり多かったと思いますけれども、そういう中でも整理されていたという印象でしょうかね。

5 番

はい。

司会者

冒頭陳述は、今の皆さんの御意見ですと、それぞれ分かりやすかったということで、これからどういうところが審理のポイントになって、どういう証拠を気をつけて、ど

ういった観点から見ていけばいいのかといったことはお分かりになられたということ
でよろしいでしょうかね。では、実際のその証拠の中身ということについて伺いたい
と思います。事件によってそれぞれ中身は違いがあるとは思いますが、証拠書
類が読み上げられたり、あるいはモニターに映されたり、それから証人が出てきて、
証人尋問ということで話を聞くという組み合わせでもって審理が行われたというふう
に思います。そこで、この証拠調べについての感想ということで、まず最初にお伺い
したいのが、書面の証拠、証人や被告人から実際に法廷に来てもらって話を聞くとい
う以外の証拠調べの関係で、分量がどうだったのかですとか、例えば長過ぎたりしな
かったかですとか、あるいはちょっとここは分かりづらい、頭に残りづらいといった
ようなものがなかったかといったこと、それからもう一点が、この出てきた証拠の中
で、被害者の方の遺体の写真等、刺激の強い証拠というものに接せられたことがあり
ますかという質問です。もしあった場合の何か精神的な負担を感じられたかどうか、
あるいはその点でどのような配慮があればよいかといったことで御意見があればお聞
かせ願いたいと思います。

5 番

刺激的な写真等の提出はなかったと思います。ただ、初めに事件の内容が分かっ
たので、心の準備は一応できていたのかなと思います。

司会者

証拠の分量ですとか分かりやすさとか位置づけといったことは、証拠調べに際して
感想はどのようにお持ちでしたでしょうか。

5 番

分かりやすかったです。そのままだと思います。過剰でもなく、そのままの状況を
見せていただきました。

司会者

4 番さん。

4 番

書面については分かりやすかったです。ただ、ちょっと分からないなと思ったときは評議のときに質問もできたので、非常に分かりました。写真のほうは、遺体の写真等も私の場合はあったんですが、見ても見なくてもどちらでもよいという説明があったので、大丈夫でした。

司会者

そうすると、被害者の方の遺体の写真の証拠については事前に予告はあったということですかね。

4 番

はい。

司会者

先ほどの評議でというのは、審理の休憩時間等にも説明を受けてということでしょうか。

4 番

はい。

司会者

3 番さん、いかがでしょうか。

3 番

書類の部分につきましては、特に分かりづらかったとか、書類が多かったとか、そういうことはなかったと記憶しています。刺激的な写真云々というのは、14か所刺された傷の遺体の写真がありましたけども、殺人事件というのが事前に自分の中にありましたから、それほど強い刺激というふうには思わなかったです。

司会者

この事件の場合には、行為自体にも争いがあるような事件というお話でしたよね。

3 番

どちらかというと一方的という形だと思います。

司会者

その事件の内容を理解するのに必要な証拠として出てきたというような感じだったんでしょうかね、こういった写真というのは。

3番

それもあったと思うんですけど、あと刺し傷の角度とか深さとか、そういったこともあって多分出たと思うんですけども、それについては逆に分かりやすかったと思います。検死医の方でしたっけ、非常に分かりやすく説明していただいたので、こういうふうに刺した場合の強さとか角度とか、そのようなものが非常に分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございました。2番さんはいかがでしょう。

2番

証拠書類の量は、1つしか事件を知らないのですが、適切だったと思います。自分たちが見ていて分かりにくかったものは何もありませんでした。

横山弁護士

御遺体の写真の件で3番さんと4番の方に伺いたいんですけども、一番最初の方に検察官の冒頭陳述等の中で、どういうふうに刺したとか、何回刺したとか、どんなけがだったかというのが説明があったと思うんですよね。それで、ある程度イメージというものをお持ちになったかと思うんですけども、それと実際に御遺体の写真を見たときに、そのイメージどおり、あるいはもっとひどかったとか、見なければ、そこまでひどかったのが分からなかったとか、何かそういう御感想ってお持ちになりましたでしょうか。

3番

3番ですけども、血だらけになった写真ではなかったもので、イメージどおりという感じだったので、もしそれがまだ血が出ているような状態の数か所の写真であると、もっと逆にイメージがというか、ひどい写真じゃないかなというのは想像がつくんですけど、変な話、刺し傷はきれいな形になった写真だったので、想像していた感じか

なと思います。

司会者

4番さん、いかがですか

4番

聞いてはいたんですが、遺体の格好とかは想像できる範囲ではなかったです。

宮崎弁護士

主に多分殺人事件になっちゃうと思うんですが、被害者の方の生前の写真が取り調べられることがあったかと思うんですが、それについて、被告人のほうは当然本人がいるので、取り調べられるのは恐らく昔の古い幼いときかなと思うんですが、被害者の生前の写真が取り調べられることによって、例えば被告人の側とアンバランスが生じるとか、もしくはこんな影響があったというような御感想があればお聞かせいただけないでしょうか。

司会者

実際にそのような証拠調べがあったという方の御感想をお伺いしましょうか。いらっしゃいますでしょうか。

4番

被害者さんの小さいころの写真とかはありました。ただ、先ほども言ったとおり、加害者さんの御家族の御意見も聞けたので、不公平になるようなことは感じなかったです。

司会者

ありがとうございました。では、5番さん、お願いします。

5番

被害者さんのそういう写真がありました。ただ、加害者の情報ばかりだったので、被害者の情報を得るにはこの写真はよかったと思います。

司会者

ありがとうございました。では引き続きまして、今度は証人、被告人に対する質問

という点についてお伺いしようと思います。これにつきまして、証人、被告人に対する検察官あるいは弁護人の質問等が分かりやすかったかどうかといったことにつきまして何か印象に残っていることがあればお伺いしたいと思いますけれども、では2番さんからいかがでしょうか。

2番

まず、分かりやすかったです。先ほども何回も言っているのですが、重なってしまうんですが、証人は被告人の御家族の話や、それから反対に被害者の御家族の話が印象に残っております。

3番

私は、証人に対する質問のところで印象に残っていることがあるんですけども、半年以上も前のことで、質問されたときに戸惑っていらっしゃる。高齢の方もいらっしゃったので、その辺が時間が大分たってからのことだから、なかなか分からないことって多いのかなというふうな印象が残っています。

4番

私も強く残っている記憶はないんですが、とても分かりやすかったのは覚えております。

5番

証人の数が多過ぎて、あとは質問事項だったりとか、時間がたっているということだったり、本当のことを言っているのかなとか、弁護士さんの検察官の駆け引きだったりとか、いらしていただいて、目を見て、本当のことを言っているのかなというのを確認するしかなかったなというのが・・・

司会者

5番さんは、事実関係も争われていたということで、かなり証人尋問を聞かされている立場としても、そういったおっしゃった点も意識しながら注意して聞かれていたということですかね。その中で、かなり質問がたくさん行われていた中で、こういうのは必要ないんじゃないかですとか、意図がよく分からないとかというので何かあれば

と思ったんですけども。

5 番

すごく印象に残っているのが、弁護士の方が証人から何かを聞き出すために、強制尋問ではないですけども、その一言が欲しいんだろうなというのが見え見えというか、それでどういう方向に持っていきたいんだろうなというのを読めてしまうところがちょっとどうなのかなと思いました。

宮崎弁護士

証人尋問についてなんですけれども、被告人の立場を弁護士として聞いていて、例えば御遺族の方に対してこういう質問はよくないだろうとか、こういうのはちょっと配慮を欠くんじゃないかとか、もしそういうような御経験があればお聞かせいただければと思うんですが。

4 番

私は特に感じなかったです。

3 番

特に自分もなかったです。

2 番

私も特になかったです。

宮崎弁護士

ありがとうございました。引き続きなんですけれども、弁護士のこちらの立場とすると、遺族の証人の方に反対尋問の機会はあるんですが、しないことが多いのかなと。ほとんど多分されていないと思うんです。そうすると、被告人を初めほかの人については反対して、きちんと矛盾点というか、おかしいところはあぶり出せているかどうかもちろん分かりませんが、そういう機会があるんですが、御遺族の方が言っている中で、何かここおかしいなとか、質問してほしいな、もうちょっと突っ込んでほしいなというような印象が残ったというようなことはありますでしょうか。

司会者

今の点もこちらのお三方ということになりますけれども、弁護人の立場として、被害者の遺族の方には遠慮してしまって、なかなか十分に聞けないということ、そういったことが感じられたことがあったかということですから。2番さんの場合には、証人という立場じゃなくて、意見陳述で出られたという形ですかね。

2番

そうです。

司会者

3番さんは被害者側の方が証人として出られたということはございましたか。

3番

出ていないと思います。

司会者

4番さんは、被害者側の証人というのは、意見陳述は別の機会にということですが、けれども。

4番

なかったと思います。

宮崎弁護士

最後にもう一点だけ、この点についてですが、被告人から、被害者をおとしめるといふか、事情を説明すると、どうしても落ち度がある場合には、本人から説明させるほかないわけですから、そういうことで被害者を悪く言う発言が出たことがまずあるかどうかと、あった場合に、そのときの印象として何かおありであればお聞かせいただければと思うんですが。

司会者

被告人が被害者側をおとしめるととれるような発言に接せられたかどうかということですかね。。

宮崎弁護士

主に情状ということで・・・

司会者

主に情状関係ということですので、恐らく5番さんはそういう意味では別かなと思いますので、4番さんからお伺いしましょうか。何かそういうふうな感じられるようなことがあればということですが、すけれども。

4番

そう感じたことはないです。私の場合は、刑は何年にするかというところだったので、被告人の方もそういった点はなくお話しされていました。

宮崎弁護士

例えば経緯の説明の中で、被害者にもこういうことがあった、例えばけんかとかだと、あいつも手を出してきたんだとか、あときっかけはあいつがつくったんだとか、何かそういうようなやりとりになるかもしれない。済みません、具体的な事案はわからないんですが、もしそういうのがあって、要するに被害者側を被告人本人が攻撃するような発言というものがまずあったかどうかと、あったとして、もしそういうことを聞いた場合にはどんな印象だったかというような質問です。

3番

被告人のほうで、最初は相手が仕掛けてきたというような話はしていました。それが本当にそうだったかどうかというのは、証人の意見だったり証言があったりして、覆されたというわけじゃないんですけど、そういった場面はありました。

司会者

2番さん、ございますか。

2番

私のときは、被告人が被害者のことを悪く言うことは全くありませんでした。

西田検察官

では、検察官のほうからも少し伺いたいんですが、2つほどあるんですけど、1つは5番さんに限定という形になるかと思うんですけども、非常に特殊な事件で、特殊な世界の特殊な用語やら、その辺も余り証人が区別せずに言うてしまうということも

多々あったかと思うんですけれども、言っている話の内容、意図とか、そういうのは一応聞いていて何となく、その世界観といいますか、そういうのは理解できていったものなのかどうかということがまず1つと、それからごらんになって分かったと思うんですけれども、たとえ検察側証人であっても検察官の言うとおりに話すわけではないのは明らかだと思うので、そういった形で要は質問をする側の意図に沿わないことを平気でしゃべってしまったり、自分の言いたいことだけを述べていたり、いろいろな証人がいて、事件についてもいろんな言い方をするというところで、多分一人一人の話をどう受けとめていいのかというのは非常に難しかったんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は評議で整理する前の段階で、話を聞いている中で何となくこういう方向の話なんだとか、これはちょっと違うのかなとか、そういうのは分かっていたものなのかどうか、何せ審理期間が長いので、恐らく一回一回消化されていたところがあると思うんですけど、その辺はいかがだったでしょうかね。

司会者

では、5番さん、お願いします。

5番

非常に難しかったと思うんですけれども、まず初めに書類をたくさんきちんとしていただいたということ、あと休憩も何度か入れていただいたので、頭の整理とみんなの理解を毎回毎回整頓できたということで進めやすかったと思います。あと、証人の方たちが本当のこと、真実を述べているかというのは、やっぱりそこが重要になってくると思うので、話していることが本当かどうかというのは目を見るしかないですね。あるとき皆さんが、証人がこんなにいっぱいいて、本当に重点を置いているのだろうかという疑問がすごくたくさんありました。小さな関わりのところで、10分とか30分の中で関わっていない人も皆さんそれぞれ出ていたので、本当に必要なのかと思ったんですけど、最後の最後にはいろんなポイントがあって、やはり皆さん必要な証人の方だったんだなというのは思いました。途中経過は本当に不審に思っていました。

西田検察官

続きまして、もう一つ質問、これは皆さんに対してということになるんですけども、被告人に対する検察官の質問、あるいは弁護側証人に対する質問も含めてなんですけれども、過度に高圧的、追及的になったり、そういった場面を見たかどうかということですか、あるいは逆に物足りない、ざっくばらんに申し上げますけども、悪いことしたやつにもっと厳しく言ってほしいとか、その世界の住人に対してもっともっと強くやってほしいというふうに物足りなく感じるような場面があったかどうか、そのあたりについてどんな印象を持たれたかというのを少しお伺いできればと思います。これは全員の方からです。

司会者

では、2番さんからよろしいでしょうか。

2番

検察官の方がちゃんと言っているのは確かだったと思うんですが、証人尋問というんですかね、被告人に対する質問とかありますよね。聞いていて、もっと私が聞きたいなと思うようなこととか、余り重要じゃないと思っただけなのか、例えば余り言っちゃいけないのかもしれないんですけど、その若い被告の人って仕事幾つもかわっているんです。それは、親が言うように、まじめでいい子だったはずなのに、どうしてそんなに仕事先が幾つもかわっているのかということをもっと追及してほしいかったですし、結局私もそれは質問させてもらったら、社長と折り合いが悪くて結局何かけんかした、そのけんかがどうなっているのかというのは、つかみ合いのけんかだったという話で、入った初日にその社長さんとかにちゃんとやれと言われてけんかしているとかいうような場面なんかも聞いて、被告人に対する印象って変わってきますよね。だから、検察官の方ももっともっと私の場合は追及してほしいなと思いました。

司会者

ありがとうございました。では、3番さん。

3 番

検察官の方は、被告人もそうですし、証人の方が60過ぎの方が多かったところもあって、比較的威圧的なところはなかったなと思います。でも、それもそんなに違和感はなかったと思います。だから、どっちかというところ、ごく普通にやられていたんじゃないかなと感じています。

司会者

ありがとうございました。では、4番さん。

4 番

私の場合は、両方の人となりなどをどのように説明するかというような感じだったので、特にもっと突っ込んでほしいというようなことはなかったです。

司会者

5番さん、いかがでしょうか。

5 番

特殊ということもありまして、強く言わなくてはいけないんだろうなという場面も幾つか高圧的だなと思うところもありましたが、そういったところを見てから逆に私たちは冷静に見るということができたと思います。

司会者

ありがとうございました。では引き続きまして、検察官、弁護人からのそれぞれの最後の意見ということで、証拠調べに基づいて論告弁論というのがされたと思います。この点について、何か分かりにくかったですとか、そういったところが問題点等ございませんでしたかという質問をしたいと思います。では、2番さんからお願いします。

2 番

私はよく分かりました。

3 番

私も同じです。よく分かりました。

4 番

私もよく分かりました。

5 番

分かりました。

宮崎弁護士

毎回同じ観点の質問で申しわけないんですが、弁論においても、被害者の方を弁護士として、こういう経緯もあるんだみたいなところで踏み込んでお話をすることがあるかもしれないんですが、明示的にこれが落ち度なんだという意見を言うときもあるので、そこまでいかななくても、例えばこういうことも踏まえてください、被害者にこういう事情があったんですというようなこととかで被害者の方を悪く言っているんじゃないかというふうに感じた弁護人の意見というのがあるかどうかと、それがもしあれば、聞いた上でどんなことを思ったかというのを教えていただければと思うんですが。こういうところが悪かったんじゃないかとか、被害者もこういう落ち度があるんじゃないかというようなこととかをまず指摘していたかどうかということです、弁護士が。

5 番

指摘はしていなかったと思いますが、弁論しようもないので・・・

4 番

私もなかったと思います。

3 番

被害者の方がもとやくざというところがあったので、そういったところはあったと思いますけども、ただその後いろんな話の中では、その後地元では名士のような感じになっていたということですから、そういう点では過去そういったことがあったということはたしか言っていたと思います。

2 番

私の場合、特になかったと思います。

司会者

それでは続きまして、今度は評議室での裁判官、裁判員、補充裁判員を含めて裁判体で議論した協議のあり方についての問題点についてお聞きしたいと思います。評議がまず雰囲気として、話しやすい雰囲気で十分に議論ができたかということ、それからあわせて評議の進め方、進行ですとか、あるいは評議の時間、休憩のとり方といった点も適切だったかどうかといったこと、何でも気がついたところ、評議の秘密についてはちょっと注意していただきながら御感想をお聞かせいただければと思います。

2番

裁判長、裁判官の方たちが非常に気を使っていただいて、常に笑顔で少し冗談も交えながら楽しそうに話してくださったので、とても評議はしやすかったです。一々手を挙げてとかじゃなくて、本当に6人の裁判員がいつでも話せるように、ある意味、お茶飲み話じゃないんですけれど、こうでしたよね、私もそう思いましたみたいなことを自由に意見を言っているのも一生懸命聞いてくださって、私たちがこういうのはどうなんですかとかって質問したのもとても分かりやすいように教えてくださったので、評議はしやすかったです。裁判官の進行も分かりやすかったですし、評議時間も適当に長い時間していただいてよかったと思いますし、休憩も十分とっていただいて気分転換することもできたので、適切だったと思います。

司会者

ちなみに、大体評議時間は続けてどのくらいやって、休憩はどのくらいの間隔でされたかというのは、記憶にはございますか。

2番

20分ぐらいかもしれないですね。評議時間は20分ぐらいで、あとは裁判官と裁判長はいらっしゃらなくなって、私たちはおトイレ休憩をした後、お茶を飲みながらまた裁判員だけで少し井戸端会議のように、どうだったね、ああだったねという話をした覚えがあります。

司会者

休憩時間も小まめにとられていたというような感じでしょうかね。

2 番

はい。

3 番

私も 2 番の方と同様、最初のころは雰囲気としては、皆さん初めてですし、初対面ですし、緊張ある空気の中でしたけども、裁判長なり裁判官の方が非常に気を使っているのがわかるぐらい、冗談も交えながら、時には専門的で分かりづらいようなところも説明してくださって、分かりやすく対応していただいたと思っています。時間、休憩のとり方のほうは、休憩の間が短いということにはなかったという感じがありますので、そこそこだったんじゃないかなと思います。

4 番

私もとても話しやすかったです。雰囲気づくりは裁判官の方にさせていただいて、一人一人の意見をみんなが聞いて、違う意見も取り入れつつ評議をきちんと行っていたという感じで、難しい話もとても分かりやすく説明していただいたので、よかったですと思います。休憩のほうも十分とれましたので、外に出ることはなかったんですが、気分転換にはなりました。

司会者

5 番さんは、評議もある程度時間をかけられたと思いますけども、率直な御感想をいただければと思います。

5 番

休憩時間が非常に必要だったというのが印象です。毎回毎回整理するのと、ランチの時間もボードを使ってみんな確認し合ったりとか、皆さん状況が混乱している状況だったので、意見交換をさせてもらうには必要だったと思います。そこで何とかみんなできちんと話し合いができたのかなと思います。リフレッシュのために二、三回、小さな中でみんな言い合うのではなくて、少し空を見て、人生観ではないですけど、違う感覚で物事を考えてみようというので、外に二、三回出て話し合いをしました。

司会者

ありがとうございました。この評議の関係につきましては、裁判官の西村さんのほうから何か質問がありましたら。

西村裁判官

今日は、前半のところで被害者参加制度についてのお話なんかも伺わせていただいて、この被害者参加制度、あるいは意見陳述という形で被害者あるいは御遺族の方が法廷でお話しされたということですが、例えばその話に引きずられちゃって、それがそのまま評議のほうに持ち込まれていって、それで例えば有罪無罪を争って、その感情というところで何か変な判断にいたりしていないのか、あるいは争いがない事件だとしても、刑を決めるに当たって、本来刑を決めるときのやった行為に見合う罰という行為責任から1つずつ考えていかれるんだと思うんですが、そこが少しずれていたりというような問題が起きないだろうかというような懸念もこの制度の中で指摘されることもあるんですが、今日前半、被害者参加制度の感想、あるいは意見陳述なりの感想を伺っていて、皆さん方そのときには感情移入されたりとかということもあったような御意見もありましたけれども、それはそれとして、証拠、あるいは考えていく材料の一つという位置づけの中で皆さん方は冷静にそれを受けとめてくださったのかなというふうに私自身は感じたところなんですけど、そんな理解でよいでしょうか。評議のときに、そういった被害者あるいは遺族の方の感情だとかお気持ちとかということで、特に何かそれに引っ張られたりとかということではなく、一つの判断材料ということで、その位置づけはきっと裁判官なりが整理しながら評議を進められたのだと思うんですけど、そのあたりのところはきちんと適切に評議されていたのかどうか、その辺きちんと1つずつ冷静にというか、検討されていかれたのかなというところを聞かせていただけますでしょうか。

2番

確かに被害者の家族のお話を聞いて感情移入はしましたが、その被害者の家族の方は、とりあえず娘も傷ついて、家族も傷ついているから、この犯人を二度と目の目を

見るところに出さないでほしい、無期懲役にしてほしいということだったんですが、一応それは一つの判断材料にはさせてもらいましたが、公平に量刑を決める際には参考にしただけで言えたと思います。

3 番

被害者の身内の方のお話を聞いて、心情的には受けるものはありましたけど、それが判決の中に大きく影響したかという点、そんなに大きく影響はしていないと私は思っています。

4 番

私も確かにありましたが、ずれていかないように裁判官の方がここという感じでしたので、それほどずれていかずにできたかと思っています。

5 番

協議をしていく上で一つの考えを持つためにも必要なんじゃないかなと思います。

司会者

それでは続いて、最後になりますけれども、裁判員裁判に参加したことに伴う負担について御意見をお聞かせいただければと思います。負担というのは、一つには、裁判員裁判にかかわることでのふだんの生活、お仕事や家事、育児等の関係での御負担というのがありますし、もう一つは、裁判員裁判を担当したことによる審理や評議や判決に伴う負担として何か御意見があればと思ひまして、お聞きしたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

2 番

私の場合は、3日間だけでしたので、全然自分の日常生活に負担がかかるなんていうことはありませんでした。ただ、精神的な部分ですが、引きずられているわけではないんですが、あんなにも被害者のお母さんたちは悲しんでいらしたのに、被告人にしても、私たちが決めたことで一生にかかわる大切なことだったんですね。それで、私なんかそんな量刑の場に参加して本当によかったのかなという小さな心の痛みみたいながあります。

3 番

裁判員になるということが現実的に自分のところに来ると言うのが余り想像していなかったものですから、逆に終わって見た今で言うと、非常にいい経験になったなというふうに思っています。その負担という部分については、先ほど最初に言いましたけど、5日間の拘束だったので、これを超えると仕事に対する負担が大きく響いちゃうなというのはありましたけども、ぎりぎりのところで、ただ終わる時間が、5時前には大体終わっていますから、そういう面では時間的な負担というのはなかったんじゃないかなと思います。

4 番

私も短い期間でしたので、家事等も通常より早く帰れたので、なかったです。裁判員制度に参加できたことは、ほかの人の人生を考えるととてもいい機会になったと感じております。

5 番

初めにお話ししたとおり、随分長い時間ということと、年末ということもあり、仕事的にはかなりハードでした。裁判に出た後に仕事に戻ると言う日々をずっと繰り返しておりまして、あと長期ということもあったので、会社の中でもかなり話題になりまして、管理職という立場、ちょっと目立つ位置におりますので、会社の中でも話題になったと思います。裁判員のことについても、お話しはできなかつたですけども、みんなに興味を持ってもらえることになったのかなと思いました。勉強になりました。

司会者

ありがとうございました。

西田検察官

検察官のほうから。我々は裁判員の方と直接お話をする機会がありませんので、こういう場で生の声をできるだけ厳しい意見のほうをむしろ伺いたいぐらいなんですけれども、幾つか聞きたいことがございまして、1つは5番さんになるんですけども、まさに暴力団の事件で、ほかの裁判にお越しになることはないかもしれませんけども、

我々がやった事件の法廷では、傍聴席と法廷との間にアクリル板が立っているという状況があったと思うんです。ほかの法廷では、実はああいうものはないんです。あるいは、傍聴席には、あの事件の場合にはたしかそれっぽい人間が結構来ているというような状況があったかと思うんですけれども、それについての不安とか、そういったものは何かありませんでしょうか。

5 番

まず、裁判員に選ばれる前にこういった事件だと分かりましたので、選ばれないようにと願いましたということと、あと地域が同じというところで怖いなというところがありまして、皆さんと話したんですけど、私はずっとだて眼鏡をかけていまして、ちょっと怖いなと思ひまして、どこですれ違いかわからないですし、遠い知り合いでもそういった方たちがいらっしゃるので、何かつながっているんじゃないかと。それは裁判員みんな言っていました、どこかでつながっているだろうと。そういった怖さと、あと帰りは、おびえていた時期もありましたけども、私たちが悪いことをしているわけではないので、最後のほうは正々堂々と行きましようという話になりましたが、やはり初めの1 か月は怖い思いをして帰った記憶があります。

西田検察官

それと続いて、これは皆さんにとということにもなるんですけれども、先ほど検察官の尋問とかのことについて伺ったときに検察官の追及が足りないと感じたという御意見もあったと思うんですけれども、なぜそういうことが起きるかと申し上げますと、裁判員の方が事件について注目する点と我々プロが見るところが違うということも多々あると思うんです。なので、視点がずれてしまっているというケースはやっぱりあるのかなと思っていまして、その中で我々がやる冒頭陳述や論告といったようなプレゼンにしても、あるいは質問の中でやっていく、視点を与えていくという中でも、何でそういうことを言うんだらう、何でそんなことを聞くんだらうということについて、検察官あるいは弁護人に直接質問してみたいなと感じられた方はいませんでしたか。検察官の意図とか弁護士さんの意図を知りたい、でも直接聞くことはできないと、そ

の辺にもどかしさとか、あるいはその辺について評議の中でこういうふうに解消しましたというようなことが何かあったかどうかというのをちょっと教えていただければと思います。

2番

検察官や弁護人の方に特に自分たちから質問したかったことはなかったように思います。

3番

私も同じようになかったです。そういう視点で見ていなかったというのものもあるかもしれない。

4番

私も特にはなかったんですが、意図するところが分からないねというのは評議の中で上がったことはあります。

5番

毎回あったと思います。ただ、戻ったときに裁判官の方が説明してくださったりとか、その意図が分からなかったりとか、後々になってからその意図が分かったりとかすることもあり、自分たちが欲しい情報は余り重要なことではなかったということも後で分かったという形でした。

横山弁護士

1点だけ。2番、3番、4番さんの被害者参加の裁判員を御経験された中で、恐らく被害者参加弁護士が弁論をする中で、最後のところで求刑、要は被告人に何年が相当だとか、あるいは無期懲役だとかという意見を述べた事件を担当されたか、そしてその求刑が検察官の求刑より非常に上回る、もしすごくかけ離れた求刑だった場合にどういう感想を持たれたのかという点について教えていただければと思います。

司会者

2番さんは、先ほどおっしゃったので、よろしいでしょうかね。特に何か追加があればですけど。

2 番

いいえ，特にはないです。

横山弁護士

すみません。さっき言ったのは，被害者のお母様が無期懲役にしてほしいとおっしゃったわけで，弁護士の方は，懲役刑を何年にしてほしいとか，そういうことは一切おっしゃいませんでしたか。

司会者

3 番さん，いかがですか。

3 番

被害者の息子さんは極刑というのは言っていました。

司会者

3 番さんの事件ですと，被害者参加弁護士の方からも弁論としての意見陳述がされたと思いますけど，その中ではこういう刑が相当ですといったような意見までは出なかった・・・

3 番

多分出なかったと思います。

司会者

ありがとうございました。4 番さんはいかがでしたでしょうか。

4 番

私の場合は，それぞれに何年，何年という結構な範囲がありましたけれども，審理する中で，その範囲内でどこにおさめるかというのはありました。

司会者

ありがとうございました。それでは，長時間にわたりまして，皆様お忙しい中，御協力いただきまして，どうもありがとうございました。皆様のお話を踏まえまして，今後も裁判員裁判の運用の改善に役立てていただきたいと思います。これをもちまして意見交換会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。